

第 52 回福岡市個人情報保護審議会議事録

| | |
|-----|--|
| 日 時 | 平成 26 年 10 月 24 日（金） 10：00～12：00 |
| 場 所 | 福岡市役所 15 階 1505 会議室 |
| 出席者 | <p>委員（五十音順，敬称略）</p> <p>五十川 直行 稲葉 美由紀 撫尾 桂子 櫻井 祐子 田邊 宜克 馬場 明子 村上 裕章</p> <p>事務局</p> <p>情報公開室長 豊嶋 英司 個人情報保護係 係員 曾我 まどか 係員 浅地 瑞保</p> <p>実施機関</p> <p>議題 1</p> <p>総務企画局 ICT 戦略室システム刷新課長 西村 孝志 システム刷新係 係員 川原 芳和</p> <p>議題 2</p> <p>消防局警防部情報管理課長 牧田 哲治 消防局警防部情報管理課システム管理係長 竹内 祥晃 消防局警防部情報管理課システム管理係 係員 山本 純一 消防局警防部情報管理課主査（指令システム等整備担当） 桑山 雅行</p> |
| 議 題 | <p>1 番号法の施行に伴う特定個人情報保護評価書に関する調査審議</p> <p>2 平成 25 年度個人情報保護制度の運用状況について</p> <p>3 消防通信指令業務の共同運用にかかる電子計算機結合について（諮問）</p> |

開会

（会長） 第 52 回福岡市個人情報保護審議会を開催する。本日は，委員が 4 名欠席であるが，条例第 59 条で定める過半数の出席を満たしていることから，審議会が成立している。また，本審議会は，公開であり，議事録も公開されることになる。本日は，3 件の議題を予定している。

議題 1 番号法の施行に伴う特定個人情報保護評価書に関する調査審議

（事務局） 資料 2 に沿って説明。

（会長） 番号法の制定に伴い，個人情報保護評価を行う必要があり，そのための部会の設置と運営要領の改正を要するとのことである。

（実施機関） 番号制度の導入における懸念事項として，情報の一元管理及び漏えいがあるだろう。個人情報の管理にあたっては，国でも様々な議論がされており，個人情報の一元管理は行わず，従来と同様の管理方法をとることとしている。番号制度は，転居時の個人番号による情報入手の簡便化や，負担と給付の公平性を図るものである。システム自体は従来システムの管理をし，情報のやりとりをすることで新たに

- 作るというものである。
- (事務局) アメリカで類似の制度が導入されているが、なりすましによる被害があるため、日本の個人番号制度では、個人番号や個人番号カードだけで本人確認をしてはならないとされている。
- (委員) 現在の住基カードはどうなるのか。
- (実施機関) 将来的には個人番号カードに置き換わる。来年1月以降、住基カードの新規発行はしない。
- (委員) マイポータルは、自宅にパソコンがある人を前提としている。高齢者が排除されないか。
- (実施機関) マイポータルは、詳細が未定である。自宅にパソコンがある方だけでなく、区役所や市民センター等、どこかで使えるようにしなければならないと考えている。
- (事務局) 個人番号の用途自体が個人情報なので、保有個人情報開示請求が可能である。さらに、今までは原則本人からしか請求できなかったが、番号法においては任意代理人からの請求を認めなければならない。これらの点について、条例の改正等で対応する必要があり、今後1年を目途に審議をいただく必要がある。
- (会長) 条例では、福岡市が保有する公文書しか提供できないが、マイポータルで確認できる情報は全て福岡市が保有していると考えてよいのか。
- (実施機関) 詳細はまだ不明である。
- (事務局) 本市を経由しない情報は、本市の保有する情報とはいえないだろう。本市が保有する情報を他の機関へ提供した記録等や、他の機関が持つ情報の提供を受けた場合は、本市の情報となる。
- (委員) 介護保険は住民票があることが前提だが、福岡市に移転した人の情報はどうか。
- (事務局) 介護保険法に伴う事務は、典型的な社会保障分野の連携対象となる事務である。市に移転した場合、従前市町村で介護保険に必要な情報は、そこで連携される事務になっている。おそらく、他市町村の情報がオンラインで一旦国を経由することになり、これまで文書でやりとりしていたものをオンラインで行うことになる。
- (委員) 地方公共団体情報システム機構法が関連法と記載されているが、このような整備がなされつつあるという理解でよいのか。
- (実施機関) 地方公共団体情報システム機構が、それぞれのやり取りをすることになる。
- (委員) 資料に「評価担当課において、必要な見直し」とあるが、この審議会と事務局との関わりはどうなっているのか。
- (事務局) 評価担当課とは、評価書の作成を担当する課を指し、事務の所管課を意味する。各担当課が評価書を作成及び必要な修正を行い、部会にかけることになる。
- (会長) 事務所管課とシステム所管課の違いは何か。
- (実施機関) 事務所管課は、事務を取り扱う責任課のことであり、システム所管課は事務所管課だけではコンピューターシステムの管理・運営は困難なため、情報化部門がまとめて担当している。自課で行う課もある。
- (委員) 運営要領の第2条第1項の「条例第61条」を「第61条第1項」とすべきでないか。
- (事務局) 確認して修正する。
- (会長) 異議がないようなので、提案通り2件について決定する。議題1の部会について委員の指名を行う必要がある。条例61条2項により、部会については会長が指名することになっている。(部会委員を指名。)

議題2 平成25年度個人情報保護制度の運用状況について

- (事務局) 資料3に沿って平成25年度個人情報保護制度の運用状況について説明。
- (委員) 12ページの救急搬送についてだが、本人の家族であると確認された場合でも、開示請求はできないのか。
- (事務局) 福岡市の個人情報保護条例では、成年後見人や保佐人等は開示請求が可能だが、任

意代理を認めていないため、本人が意識不明の場合、開示請求ができない。しかし、そうすると本人に不利益を及ぼすおそれがあるので、救急搬送の情報の提供について、要綱別表第2において、類型化して対応している。

また、先ほどの番号法で、任意代理人にも開示できるよう法定されているので、その部分について条例を改正する必要がある。

議題3 消防通信指令業務の共同運用にかかる電子計算機結合について（諮問）

（実施機関） 資料4に沿って概要説明。

（会長） 今回の諮問は、条例12条に基づくもので、要件としては「公益上の必要があり」、かつ「個人の権利利益を侵害するおそれがない」ということである。

（会長） 資料の4ページの個人の権利利益についてだが、インターネットを介して他の自治体とやりとりをするのか。

（実施機関） 通信事業者の回線を通して、閉じた通信で行う。市民へのメールでの案内等、部分的にインターネットを使用している。

（会長） 他の自治体と結合するということは、他の自治体で適切に対応してもらえるのかが重要だと思われる。規約等の話が出たが、その点について説明をお願いします。

（実施機関） 現在は共同運用の準備段階で、各消防庁等が集まった会議体がある。共同運用開始後も、同様の組織が継続されると思われる。そこで、研修や運用状況の確認等の実施等の、全体の統制を考えている。個人情報取扱いについては、各自治体に個人情報保護条例があるので、その中で適切に行われると考えている。

（会長） 運営に関する組織を作り、規約等で取扱いについて規定し、それに基づいて実施されているか組織で点検するという形になる、ということか。

（実施機関） はい。

（委員） 規約を見せていただいたうえで、さらなる検討が必要だと思われるが、全体のスケジュールとして、審議会はどういう位置で関わるのか全体像を教えてください。また、取り扱う個人情報のところで、病歴等のセンシティブ情報が含まれている点が気になる。医療や介護に関する情報について、福岡県医師会のとびうめネット等、各自治体・病院医療機関でネットワーク化が進んでいるが、医療・介護情報をどう扱うのか。同指令センターにある個人の情報の利活用はどうなるのか。共同指令センターが保有する個人情報について訂正請求を行う等の点において、市民との関わりがあると思うが、その点はどうか。

（実施機関） 規約や位置づけに関しては準備段階である。審議が必要であれば事務局と相談したい。

（事務局） 結合はいつから開始予定なのか。スケジュールを聞かせていただきたい。

（実施機関） 平成29年に開始予定であり、その前に結合する必要がある。平成29年4月から活用としていこうと考えており、今年度中に実施設計を作りたいと思っている。

（委員） センシティブ情報を扱うことから、市民への情報提供というものに多少の不安をおぼえる。どのようなシステムや内容にするのかを知りたい。

（実施機関） 市民への情報提供については、個人情報の閲覧を可能にするものではなく、あくまでも災害発生エリアと火災・救急・警戒出動の種別だけである。登録希望者は、自分が情報を得たいエリアと種別を登録し、そのエリアと種別の情報のみ配信する。

（事務局） 電話サービスと同様のものか。

（実施機関） はい。

（会長） ネットでも情報提供をしているのか。

（実施機関） 医療情報については、福岡県と協議しているが、とびうめネットが導入可能とは判断していない。病歴等の個人の情報を消防隊員が入手して活動する必要があるのか議論されており、福岡市が導入するのは、時間的にも厳しいと思っている。

（会長） 結合の開始はいつか。

- (実施機関) 活動で使い始めるのは平成 29 年 4 月だが、システムとしては、稼働のテストが必要であることから、平成 28 年 12 月末には結合したいと考えている。
- (委員) 災害時要援護者の情報収集は、各自治体が行うのか。また、ここは別個のシステムがあり、各自治体に各消防本部がアクセスをし、各消防本部が中央につながるという流れなのか。
- (実施機関) そうなる。
- (委員) 各自治体が保有する情報に、福岡市がアクセスできるかという事を検討するのか。個人情報、収集した自治体が責任をもって管理するという前提がある。
- (会長) 消防本部が受け取って、こちらが入力して、結合するという事か。
- (実施機関) システムに直接結合するわけではない。収集した情報を改めて入力する。自治体によっては、福岡市に提供しないところもあるだろう。各自治体の個人情報保護審議会にかけられ、保有している情報を福岡市に提供してよいとされれば、情報を受け取ることになる。
- (委員) 先ほどの規約の確認というのは、どういったものか。
- (会長) 収集は対象外ではないか。収集は各自治体が行い、入力する時にこちらに結合するので、そこから先のシステムの運用をどうするかを規約で決めるということではないか。システム全体の運用にかかる規約ではないだろうか。
- (委員) 規約もないところで、方向性について判断するのは難しい。事務的に支障のないタイミングで、再度、審議会で規約案を見せていただいくというのはどうか。
- (会長) いつぐらいに規約はできる予定か。
- (実施機関) これから検討していきたい。
- (事務局) 事務委託方式をとることについての議決は、いつ頃の予定か。
- (実施機関) いつまでという決まりはないが、まだ準備中なので、いつ頃にするかは決定していない。平成 28 年度ではないだろうか。
- (会長) 本件については、実施機関において引き続き検討を行ったうえで、再度審議会にご提示いただくこととする。

閉会